

平成27年1月19日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

相続(争続)対策は必須です

— 生命保険契約の活用例 —

[1] 相続対策は、遺産の額にかかわらず必要です

「相続に対策が必要なのは、資産家だけのこと。我が家は無縁だ。」とっていませんか？それは間違いです。相続“税”対策は資産家だけの話ですが、**相続(争続)対策はどこの家でも必要**です。承継される資産の大きさにかかわらず、**相続は必ず発生する**からです。

遺産は自宅の土地建物と僅かな預貯金だけ というのが特に厄介なケースになってしまいます。長男は親と同居していた自宅を相続して住み続けたい。長女は法定相続分相当の現金が欲しい。双方譲らず という事態が起こりやすいのです。自宅と同額に近い預貯金が残されていれば、両者の要望に応じることが可能です。しかし、預貯金が僅かだと葬儀費用等で使い切ってしまうので、自宅を売却し現金化して分けるしか方法がありません。そんな事にならないよう、生命保険契約を活用して事前対策をしてみませんか。

[2] 生命保険契約の活用例

親は元気なうちに、自分が被保険者となる終身保険に加入し保険料を負担する方法があります。加入の際は、我が家の状況をよく考えて死亡保険金の受取人を指定しましょう。

① 長女を死亡保険金の受取人に指定する方法

保険金は分割すべき遺産から除外されるので、必ず長女が受け取れます。この保険金を受け取ることで、長男が自宅を相続することを事前に納得してもらいます。

② 長男を死亡保険金の受取人に指定する方法

保険金を受け取った長男は、自宅を相続する代わりに長女に現金を払う(「代償分割」と言う)ことが可能になります。また、納税資金として活用することも可能です。

③ 死亡保険金には非課税枠がある

法定相続人が受け取る死亡保険金には、非課税枠が設定されています。「500万円×法定相続人の数」に達するまでの保険金額は非課税とされています。法定相続人が2名なら1000万円、3名なら1500万円までは相続税と無縁です。

例えば1000万円の終身保険に加入する際、手元現金があれば一時払いにより保険料の全額を支払います。手元現金は減り、自分が死亡してからになります。確実に無税で現金を渡すことができます。

子供達がスムーズに相続できるよう、生前にできる対策を早めに講じておきましょう。